

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成29年3月23日(2017.3.23)

【公開番号】特開2015-166440(P2015-166440A)

【公開日】平成27年9月24日(2015.9.24)

【年通号数】公開・登録公報2015-059

【出願番号】特願2014-219368(P2014-219368)

【国際特許分類】

C 08 J	5/24	(2006.01)
B 32 B	5/28	(2006.01)

【F I】

C 08 J	5/24	C E Y
C 08 J	5/24	C F C
B 32 B	5/28	A

【手続補正書】

【提出日】平成29年2月14日(2017.2.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数のガラス繊維布帛と、前記複数のガラス繊維布帛に含浸された硬化樹脂組成物層とを含む透明シートであって、

前記硬化樹脂組成物層が、硬化性樹脂を含む樹脂組成物の硬化物により形成されており、

前記ガラス繊維布帛を、前記硬化樹脂組成物層の表面から前記ガラス繊維布帛の中央部までの最短距離 L_1 と、前記硬化樹脂組成物層の厚み L_0 とが、以下の式(I)の関係を充足するように、前記硬化樹脂組成物層の両表面側に少なくとも1枚ずつ含み、

前記透明シートの全光線透過率が80%以上であり、

前記透明シートのヘーズが20%以下である、透明シート。

$2\% < L_1 / L_0 \times 100 < 15\%$ (I)

【請求項2】

前記ガラス繊維布帛の1枚の質量が10~120g/m²である、請求項1に記載の透明シート。

【請求項3】

前記透明シートにおいて、前記ガラス繊維布帛と前記硬化樹脂組成物層との合計量中の前記ガラス繊維布帛の合計割合が、1~30質量%である、請求項1または2に記載の透明シート。

【請求項4】

曲げ弾性率が5GPa以上である、請求項1~3のいずれかに記載の透明シート。

【請求項5】

前記ガラス繊維布帛の屈折率と前記硬化樹脂組成物層の屈折率との差が0.02以下であり、かつ、前記ガラス繊維布帛のアッベ数と前記硬化樹脂組成物層のアッベ数との差が20以下である、請求項1~4のいずれかに記載の透明シート。

【請求項6】

前記硬化性樹脂が、ビニルエステル樹脂、硬化性アクリル樹脂、エポキシ樹脂からなる

群から選択された少なくとも 1 種を含む、請求項 1 ~ 5 のいずれかに記載の透明シート。

【請求項 7】

前記透明シートの厚みが 0.1 ~ 2 mm である、請求項 1 ~ 6 のいずれかに記載の透明シート。

【請求項 8】

前記樹脂組成物が、40 ~ 100 質量 % の前記硬化性樹脂を含む、請求項 1 ~ 7 のいずれかに記載の透明シート。

【請求項 9】

前記樹脂組成物が、光硬化性である、請求項 1 ~ 8 のいずれかに記載の透明シート。

【請求項 10】

前記硬化樹脂組成物層の上にフィルム層及び / 又はコート層をさらに有する、請求項 1 ~ 9 のいずれかに記載の透明シート。

【請求項 11】

タッチパネル用である、請求項 1 ~ 10 のいずれかに記載の透明シート。

【請求項 12】

請求項 1 ~ 11 のいずれかに記載の透明シートを備えるタッチパネル。

【請求項 13】

請求項 12 に記載のタッチパネルを備える電子機器。